

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和5年11月6日付けの保護申請却下通知書により行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張していると解される。

処分庁は必要な調査を全く行っていないから、本件処分の取消しを求める。

処分庁の弁明書の理由中に「〇〇の実家で生活していると発言している」とあるがそれは電話での請求人の質問や返答などを十分に理解していない勝手な解釈によるものである。請求人は〇〇にいる状態での話をしている。

同じく「居所が〇〇である」とあるがそれを証明する証拠は一切提示されていない。過去の住所は現在地を証明するものではない。

同じく「生活保護の実施機関は〇〇である」とあるが現在地や状況によって実施機関も変動する。最後のセーフティーネットである生活保護は最大限臨機応変でなければならず杓子定規な対応は〇〇を出す。

同じく「居所の存在が確認できない」とあるが請求人への一切の連絡や調査の形跡すらないため調査自体していない可能性が高い。〇〇に存在があるとするならここで存在が確認できないと言っている事と

矛盾している。これらすべての不誠実な対応は正すべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年10月29日	諮問
令和7年 1月21日	審議（第96回第4部会）
令和7年 2月20日	審議（第97回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。
- (2) 法19条1項は、保護の実施機関は、次に掲げる者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない旨を規定している。

ア その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

イ 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

- (3) 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項1号に「要保護者の氏名及び住所又は居所」を挙げている。

また、同条2項は、同条1項の申請書には、添付することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付しなければならない

いものとしている。

そして、同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとしている。

さらに、同条 5 項は、同条 3 項の通知は、特別な理由がある場合を除き、申請のあった日から 14 日以内にしなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和 5 年 10 月 24 日及び同月 26 日に、請求人から、〇〇の実家で生活しているが、実家を出て〇〇内へ転居し、保護を受けたい旨の相談を受けたことから、保護制度の説明をし、現在の保護の実施責任は〇〇である旨を伝えていたところ、請求人から同日、処分庁に対し本件申請がされたことが認められる。

保護の実施機関は、その管理に属する所管区域内に居住地を有する要保護者（居住地がない又は明らかでない場合は現在地を有する要保護者）について保護の決定・実施を行うものであるところ（1・(2)）、処分庁が、請求人からの直近の相談内容により、請求人は〇〇に居住地を有するものと判断し、「実施機関の所管区域内に居所の存在が確認できないことから、保護の実施ができないため」として本件申請を却下したことに不合理な点は認められず、本件処分は上記 1 の法令等の定め に 則 っ て な さ れ た も の と 認 め ら れ る。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3 のとおり、処分庁は必要な調査を全く行っていない、請求人は〇〇にいる状態での話をしており、居所が〇〇であることを証明する証拠は一切提示されていない、現在地や状況によって実施機関も変動するなどと主張する。

しかし、保護の開始を申請する者は、要保護者の住所又は居所を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないところ（1・(3)）、請求人が本件申請に当たり提出した保護申請書には、住所の記載がなく、添付資料のアパート入居のための一時金支給申請書にも具体的な金額やアパートの資料がなかったことが認められる。

そうすると、処分庁が直近（本件申請の 2 日前及び当日）の相談内

容により、請求人が〇〇で家族と同居しており、保護の実施機関は〇〇であると解したことに不合理な点はなく、さらに請求人の居所についての調査が必要であったとは認められない（本件審査請求における請求人の住所も〇〇とされている。）。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美

